

ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例(平成28年ニセコ町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「13人」を「12人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、交付の日又は農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定により在任するニセコ町農業委員会の全員が退任する日の翌日のいずれか遅い日から施行する。